

平成 29 年度

農業委員会事務局

重点施策・事業の進捗状況

(1) 新・農業委員会制度での組織・活動体制の整備

目標	「農業委員会等に関する法律」の改正により、平成 29 年 7 月には、主に合議体としての意思決定を行う「農業委員」と、担当区域における農地等の利用の最適化の推進を行う「農地利用最適化推進委員」で組織される新たな農業委員会体制に移行します。新体制への円滑かつ着実な移行を図ります。
取り組み	改正法を踏まえ、農業委員会の新体制における農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割を検証し、「農業委員会会議規則」、「農業委員会常任委員会の事務の取扱いに関する細則」等を改正するとともに、円滑な農業委員会の運営に努めます。また、新任委員に対する農業委員会制度及び業務等についての研修を実施します。

9 月末の
進捗状況
【○】

平成 29 年 7 月 20 日に新たな農業委員会体制へ移行し、総会・協議会（各 3 回）・常任委員会（4 回）の開催や農地パトロール等を実施した。また、農業委員会研修会を 11 月に開催する予定である。

(2) 農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

目標	担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入を促進するため、引き続き、農地銀行（農地の貸借等を進める組織）による農地貸借の結び付けの強化に向けた取り組みを進めます。
取り組み	農地銀行に係る農地貸借希望台帳の登載件数を増やし、農地の貸し借りの希望者が閲覧することで、双方の結び付けにつなげます。また、農業委員会発行の「農委だより」への記事掲載等により農地銀行制度の啓発・周知に努めます。

9 月末の
進捗状況
【○】

平成 29 年 9 月発行の「農委だより」の情報提供等により、8 月末時点で新規設定 13,244 m²、再設定 16,548 m²の利用権設定を行った。また、今後も「農委だより」等を活用し、農地銀行制度の啓発・周知を図る。

(3) 農地適正管理システムの精度向上

目標	農地台帳の法定化とともに、農地台帳及び農地に関する地図について、インターネットの利用等により公表が義務化されており、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用の調整に資するほか、法令業務や農地利用の最適化の推進のため、農地適正管理システムの精度向上を図ります。
----	--

取り 組み	農地の貸借料情報などの農地情報の調査を行い、農地台帳管理システム（農業者、所在、地番、面積等の農地情報のデータベースを管理）の精度向上を図るとともに、本格稼動した全国一元的な新たな農地台帳・地図システムである農地情報公開システム（フェーズ2）の把握や活用方法を検討します。
----------	--



9 月末の 進捗状況 【○】	農地の権利移動や転用の許可案件等の入力を行い、また、年内には農地の貸借料情報などの農地調査を行い、農地台帳管理システムの精度向上を図る。また、農地情報公開システム（フェーズ2）については、引き続き、システムの把握や活用方法を検討している。
----------------------	---